



- 1 諮 問
- 2 答 申
- 3 議 案
- 4 琴浦町総合計画審議会条例
- 5 総合計画審議会委員名簿
- 6 庁内策定体制

1. 諮 問

琴 企 情 発 第 1 号
平成19年 1 月17日

第一次琴浦町総合計画審議会
会 長 谷 田 巖 様

琴浦町長 田 中 満 雄

第一次琴浦町総合計画について（諮問）

琴浦町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第一次琴浦町総合計画の基本構
想について、別紙のとおり諮問いたします。

2. 答 申

平成19年 2 月 2 3 日

琴浦町長 田 中 満 雄 様

第一次琴浦町総合計画審議会

会 長 谷 田 巖

第一次琴浦町総合計画について（答申）

平成19年1月17日付け琴企情第1号で諮問のありました第一次琴浦町総合計画につきましては、当審議会において慎重に審議を重ね、次のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

記

町長は、琴浦町総合計画の策定にあたっては、「行政地区座談会」、「町民ニーズ調査」、「パブリックコメント」などを通して寄せられた多くの町民の意見を尊重するとともに、本町の目指すべきまちづくりの将来像である「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現に向けて、計画の着実な推進を図られるとともに、特に次の事項に配慮されるよう要請します。

1. 本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で積極的に町民に周知するとともに、広く町民の理解と協力を求めながら、計画の推進にあたられること。
2. 行政評価制度の導入やバランスシートを作成するなど、行財政の適正な運営管理を図るための方策を早急に構築するとともに、計画の進行状況や成果を明らかにし、的確な施策評価などを実施して、計画の適切な進行状況の管理を図るとともに積極的な情報公開に努めること。さらに、重点的な施策に関しては、社会情勢の変化に適切に対応できるよう柔軟な見直し等ができる体制を構築されること。
3. 住民の生活様式や価値観、少子高齢化の進行等に対応する課題などの多様なニーズに応じたまちづくりを進めるため、行政と住民が一体となり、お互いが責任と役割を担い、ともに智慧や汗を出し合いながら、より効率的・効果的な魅力あるまちづくりに取り組むための施策の展開を構築すること。

3. 議案

議案第 号

第一次琴浦町総合計画「基本構想」を定めることについて

別紙のとおり、第一次琴浦町総合計画「基本構想」を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年 3 月 日 提 出

琴 浦 町 長 田 中 満 雄

平成19年 月 日

琴浦町議会議長 福 本 宗 敏

4. 琴浦町総合計画審議会条例

○ 琴浦町総合計画審議会条例

平成 17 年 12 月 19 日
条例第 44 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、琴浦町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、琴浦町総合計画の策定に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者 15 人以内、公募 15 人以内で町長が委嘱し、又は任命する。

3 男女いずれか一方の委員数は、委員総数の 10 分の 4 未満にならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は会長が議長を行い、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 総合計画審議会委員名簿

(平成19年3月20日現在) (順不同)

会 長	谷 田 巖	(町区長会)
副 会 長	明 石 蔦 子	(町民生児童委員協議会)
委 員	油 井 弘 行	(公募)
	井 木 久 博	(町商工会)
	石 賀 春 陽	(町まちづくり委員会)
	岩 倉 重 善	(公募)
	馬 野 仁 美	(町女性団体協議会)
	榎 田 勝 夫	(町老人クラブ連合会)
	小 川 克 彦	(公募)
	尾 古 真 澄	(公募)
	門 脇 敬 道	(町教育委員会 教育委員)
	川 上 祐 一	(町社会福祉協議会)
	北 野 昇	(公募)
	久 米 勇	(町公民館長会)
	源 光 豊 盛	(J A鳥取中央農業協同組合 赤碕支所)
	源 内 文 夫	(町農業委員会 農業委員)
	坂 根 忠 教	(公募)
	下 村 初 雄	(公募)
	田 中 健 文	(町区長会)
	鉄 本 忠 宏	(公募)
	西 本 美 紀	(公募)
	松 田 道 昭	(公募)
	圓 山 淳 子	(赤碕町漁業協同組合)
	山 内 勉	(公募)
	山 崎 康 浩	(町青年団)
	山 村 典 子	(公募)
	山 本 由 美	(公募)
	米 田 極	(公募)

6. 庁内策定体制

(平成19年3月20日現在)

【策定委員会】

委員長	山下一郎	(助役)
委員	松岡義雄	(総務課長)
	米田幸博	(出納室長)
	手嶋一夫	(企画情報課長)
	中原成文	(税務課長)
	前田順一	(町民生活課長)
	橋井操	(保険課長)
	森美奈子	(健康福祉課長)
	大田順子	(議会事務局長)
	坂口勝康	(分庁管理課長)
	山本富士雄	(商工観光課長)
	山崎肇	(農林水産課長)
	有福正壽	(建設課長)
	永田温美	(上下水道課長)
	山根礼子	(農業委員会事務局長)
	中波仁美	(教育総務課長)
	大谷博文	(社会教育課長)
	澤田豊秋	(人権・同和教育課長)
	中山美津江	(学校給食センター所長)

(平成 19 年 3 月 20 日現在)

【策定部会】

部会長		手嶋一夫	(企画情報課長)
〔総務・企画部会〕	部長	岩船賢一	(総務課長補佐)
	副部長	岡田恵子	(出納室長補佐)
		池口由美子	(税務課係長)
		藤田喜代美	(議会事務局長補佐)
		河辺真弓美	(分庁管理課係長)
		石賀郁朗	(企画情報課長補佐)
〔環境・福祉部会〕	部長	桑本博子	(健康福祉課長補佐)
	副部長	村本聖美	(町民生活課係長)
		阿部信恵	(保険課係長)
〔産業・建設部会〕	部長	大川義人	(建設課長補佐)
	副部長	戸田幸男	(農林水産課長補佐)
		大谷浩史	(商工観光課長補佐)
		平野一彰	(上下水道課係長)
		濱崎紀夫	(農業委員会事務局主査)
〔人権・教育部会〕	部長	田中啓一	(町民生活課長補佐)
	副部長	長尾敏正	(人権・同和教育課係長)
		渡辺文世	(教育総務課主任)
		生田満由美	(社会教育課館長補佐)
		藤本多津子	(学校給食センター主査)

【事務局 企画情報課】

事務局長		手嶋一夫	(課長)
事務局		石賀郁朗	(課長補佐)